

告示

埼玉県告示第二百二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|-------|---|
| 県道 | 松戸草加線 | 埼玉県八潮市大字西袋字川西七〇番二地先から 埼玉県八潮市大字西袋字川西二八五番四地先まで |